

東京交通新聞 2011 年（平成 23 年）1 月 10 日（月曜日）

<有償運送 運営協合意形成で検討会>

国交省が 21 日設置 登録制緩和にも

国土交通省は、自家用車有償旅客運送サービスの開始申請を審査し採否を決める自治体主宰の「運営協議会制度について、バス・タクシー業界労使の協議会への参画や表決方法などの是非を再検討する方針を固めた。NPO ボランティア、タクシーなど関係者を一堂に会した「運営協議会の合意形成のあり方検討会」を 21 日に設置、初会合を開く予定で、3 月に結論を出す方向となっている。「合意に制約が課され、必要な輸送が確保されない」との指摘が相次いでおり、道路運送法登録制の緩和につながる可能性がある。道運法をめぐる同省内での議論は、昨年末に着手した貸切・都市間ツアーバスに続くものとなる。

3 月に取りまとめ

検討会のメンバーは最終調整中。業界労使から全国ハイヤー・タクシー連合会（全国乗用自動車連合会）、全国福祉輸送サービス協会、日本バス協会、交運労協、全自交など、運送ボランティアから全国移動サービスネットワーク（全国移動ネット）、J ネット（日本移送・移動サービス地域ネット連合会）など。自治体は東京都世田谷区と神奈川県が加わる。

学識者は秋山哲男・日本福祉のまちづくり学会副会長、島津淳・桜美林大学教授、加藤博和・名古屋大学准教授。秋山氏が座長に就く見通し。従来の「有償運送フォローアップ検討会」や「福祉輸送のあり方調査委員会」の顔ぶれが多く再登場する。

国交省は 3 月に取りまとめた後、早い時期に省令・通達をメインに制度改正につなげる考え。運営協の表決方法には多数決方式が目立つが、全会一致を課している地域もある。バス・タクシー事業者の参加は義務化されている。透明性の確保も課題に挙がっている。

有償運送制度は 2006 年の道運法改正で法制化され、全国展開された一方、運営協の問題では、国のガイドライン以外に地域独自に定める「上乗せ基準」の取り扱いや合意・了解の方法がクローズアップされてきた。NPO 系は道運法を改正し、運営協の合意不要といった規制緩和を求めている。タクシー側は「必要性の議論も不十分なまま、すぐに議決に入る傾向がある」と抵抗感が強い。



「交通基本法」制定の動きのほか「地域主権改革」の一環として、地方運輸局から、希望する市町村に権限を移す方針も示されている。高齢化・人口減少が進む地方部では、

公共交通や移動サービスの供給量を充実させる方向にある。

また昨年 11 月の民主党の「総合特区・規制改革小委員会」(大塚耕平委員長)で運営協が取り上げられ、「地域によってはバス・タクシーが住民や移動困難者の送迎を担えず、有償運送の必要性があるのに運営協の制約のためうまく運んでいない」、「ライバルのようなタクシーが賛否にかかわる仕組み自体がおかしいのでは」などの要請が出されていた。